

【生駒市条文の見出しと改正した自治体の状況】

＜○は新たに条文追加された項目 △は条文改正された項目 □は解説の変更 —は項目無 (再)は再掲載 数字は生駒市条例見出しと対応する条＞

自治体名		篠山市 (全 28 条)	篠山市 (全 29 条、 10 条追加)	白老町 (全 36 条)	白老町 (全 36 条)	熊本市 (全 42 条)
生駒市条例見出し		①H18. 10. 1 ②H24. 4. 1	③H27. 4. 1	①H19. 1. 1 ②H24. 6. 28	③H29. 9. 25	①H22. 4. 1 ②H27. 4. 1
前文						
第 1 章 総則	第 1 条(目的)	1	1	1	1	1
	第 2 条(定義)	2	2	2	2	2
	第 3 条(最高規範)	28	29	35	35	41
第 2 章 基本原則	第 4 条(情報共有及び公開)	6	6	4, 5	4, 5	4, 25
	第 5 条(参画と協働の原則)	3	3	—	—	4, 27
	第 6 条(人権の尊重)	19	20	—	—	3
第 3 章 市民の権利と責務	第 7 条(まちづくり参画の権利)	11	12	△11, 13	11, 13	5
	第 8 条(20 歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)	12	13	—	—	5, 28
	第 9 条(まちづくり参画における市民の責務)	11(再)	12(再)	12	△12	6
第 4 章 議会及び議員の役割 と責務等	第 10 条(議会の役割と権限)	15	16	15, 16	15, 16	7
	第 11 条(議会の責務等)	15(再)	16(再)	18	18	8
	第 12 条(議会の会議及び会期外活動)	—	—	19, 20, 21	19, △20, 21	—
	第 13 条(市議会議員の責務)	16	17	17	17	8
第 5 章 市の役割と責務等	第 14 条(協働のまちづくりにおける市の役割)	—	—	—	—	10
	第 15 条(市長の責務)	17	18	23	23	9
	第 16 条(執行機関の責務)	—	—	22	22	—
	第 17 条(市の職員の責務)	18	□19	24	△24	11
第 6 章 市政運営	第 18 条(まちづくり参画における市の責務)	4	△4	9	△9	32
	第 19 条(総合計画の策定)	—	○10	26, 27	26, 27	13
	第 20 条(説明責任)	7	7	6	6	14, 22
	第 21 条(意思決定の明確化)	—	—	—	—	—
	第 22 条(行政組織)	□4	4	25	25	15, 16
	第 23 条(職員政策)	17, 18(再)	18, 19(再)	—	—	17

	第24条(法務政策)	—	—	—	—	—
	第25条(法令遵守及び公益目的通報)	○14	15	—	—	18
	第26条(行政手続)	—	—	30	30	20
	第27条(危機管理)	○5	5	33	33	24
	第28条(広聴応答義務)	21	22	7	7	21
	第29条(広聴対応)	—	—	7	7	21(再)
	第30条(財政運営の基本方針)	□10	10, □11	28	28	—
	第31条(予算編成、執行及び決算)	10(再)	11(再)	28	28	○36
	第32条(財産管理)	10(再)	11(再)	44	—	○36(再)
	第33条(財産状況の公表)	10(再)	11(再)	—	—	—
	第34条(行政評価)	24	25	29	29	—
	第35条(外部監査)	25	26	—	—	—
第7章 市民参画、市民自治 及び情報	第36条(条例制定の手続)	—	—	10	10	—
	第37条(計画策定の原則)	□4(再)	4(再)	10	10	—
	第38条(計画策定手続)	—	—	10	10	—
第1節 市民参画	第39条(審議会等)	22	23	—	—	19
第2節 市民自治等	第40条(市民自治の定義)	18	19	—	—	—
	第41条(市民自治に関する市民の役割)	□20	△□21	14	14	—
	第42条(市民自治に関する自治体の役割)	□20	□21	14	14	○34
	第43条(市民自治協議会等)	—	—	—	—	33
	第44条、45条(市民投票)	26	△□27	34	34	37
第3節 情報共有等	第46条(情報への権利)	5(再)	5(再)	—	—	—
	第47条(情報共有制度)	5(再)	5(再)	74	4	25
	第48条(情報収集及び管理)	5(再)	5(再)	—	—	—
	第49条(個人情報保護)	8	8	31	△31	26
第8章 他自治体との連携、 協力等	第50条(他自治体住民との連携)	21	22	32	△32	○35
	第51条(近隣自治体との連携)	21(再)	22(再)	—	—	39
	第52条(広域連携)	21(再)	22(再)	32	△32	39(再)
	第53条(国際交流及び多文化共生)	21(再)	22(再)	—	—	—
第9章	第54条 条例の見直し	27	28	△36	36	42
第10章	第55条 市民自治推進委員会	27(再)	△□28(再)	—	—	40